## 宮城県福祉サービス第三者評価基準等の設定概要

〇幼保連携型認定こども園とは:社会福祉法第2条第3項第2号の2によって定められた第二種社会福祉事業で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項によって規定され、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設。

宮城県内の幼保連携型認定こども園施設数・・・99施設(仙台市50施設、仙台市以外49施設)※R4年4月1日現在

- 〇地域型保育事業とは:小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の総称。
- (1) 小規模保育事業:社会福祉法第2条第3項第2号によって定められた第二種社会福祉事業で,かつ児童福祉法第6条の3第2項 第10号によって定められた事業。
- (2) 家庭的保育事業:児童福祉法第6条の3第2項第9号によって定められた事業。
- (3) 事業所内保育事業:児童福祉法第6条の3第2項第12号によって定められた事業。
- (4) 居宅訪問型保育事業:児童福祉法第6条の3第2項第11号によって定められた事業。

宮城県内の地域型保育事業施設数・・・294施設(仙台市174施設,仙台市以外120施設)※R4年4月1日現在

## 地域型保育事業の分類

| 事業類型      | 根拠法令              | 事業主体       |
|-----------|-------------------|------------|
| 小規模保育事業   | 社会福祉法第2条第3項第2号(第二 | 市町村、民間事業者等 |
|           | 種社会福祉事業)          |            |
|           | 児童福祉法第6条の3第2項第10号 |            |
| 家庭的保育事業   | 児童福祉法第6条の3第2項第9号  | 市町村、民間事業者等 |
| 事業所内保育事業  | 児童福祉法第6条の3第2項第12号 | 事業主等       |
| 居宅訪問型保育事業 | 児童福祉法第6条の3第2項第11号 | 市町村、民間事業者等 |

○幼保連携型認定こども園、地域型保育事業版とも保育所版に準じた内容としている。幼保連携型認定こども園においては、言葉の置き換えをしており、以下のとおりである。なお、文脈により、言葉の置き換えを行っていない箇所もある。

| 保育所版      | 幼保連携型認定こども園版         |  |
|-----------|----------------------|--|
| 保育所       | 幼保連携型認定こども園          |  |
| 保育所保育指針   | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領   |  |
| 保育        | 教育・保育                |  |
| 保育士       | 保育教諭                 |  |
| 保育所児童保育要録 | 幼保連携型認定こども園園児指導要録    |  |
| 児童福祉法     | 児童福祉法、教育基本法、就学前の子どもに |  |
|           | 関する教育、保育等の総合的な提供の推進に |  |
|           | 関する法律                |  |

○地域型保育事業版においては、各事業により非該当項目があることから、基準適用表を作成し、整理した。